

南山大学 教職課程に関する自己点検・評価実施方針

1. 基本的な考え方

南山大学は、教職課程における内部質保証について、全学で取り組む自己点検・評価を基盤とし、教職センター委員会の責任の下、教職課程を開設する学部・研究科との連携により恒常的・継続的に質的水準の向上とその質の保証に取り組む。

2. 実施組織

教職課程における内部質保証の推進に責任を負う組織は、教職センター委員会とする。内部質保証の推進に向けた具体的な活動については、教職センター会議および課程認定を有する学科・専攻が中心となって行い、結果について教職センター委員会に報告する。

また、教職センター委員会は、教職課程の自己点検・評価について内部質保証委員会と連携し、教職課程の質的水準の向上とその質の保証に取り組む。

3. 内容・方法

- (1) 自己点検・評価は、別に定める点検項目ごとに行うものとする。その際は、本学の教職課程の目的・目標に照らして、法令等により求められている事項の遵守状況、積極的に評価できる点および改善を要する点について現状分析および自己評価を行うとともに、課題がある場合にはその対応等を明らかにする。
- (2) 自己点検・評価は、根拠資料・データ（エビデンス）に基づき行うことを原則とする。
- (3) 自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるため、外部評価を可能な限り組み入れる。

4. 実施時期

教職課程の自己点検・評価は、全学の自己点検・評価活動の一環として毎年度実施し、大学全体としてとりまとめる自己点検・評価報告書の一部をなす形で公表する。

5. 実施体制

- (1) 自己点検・評価は、教職センター委員会が中心となり、教職センター会議および課程認定を有する学科・専攻の協力を得て行う。
- (2) 自己点検・評価の結果は、教職センター委員会の審議を経て、内部質保証委員会が決定する。

6. 結果の取り扱い

- (1) 教職センター委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、教育の質の向上・改善を図る。
- (2) 教職課程の運営の可視化のため、自己点検の結果は、南山大学 Web ページにて公開する。